

## 障害者福祉専門分科会と児童福祉専門分科会の合同開催について

### 1 趣旨

専門分科会の合同開催については、越谷市社会福祉審議会条例及び条例施行規則に定めがないため、その開催方法等について越谷市社会福祉審議会全体会に諮って定める。

### 2 合同開催の理由

障がい福祉計画、障がい児福祉計画を一体のものとして策定する必要があることから、計画の内容について2つの専門分科会が合同で審議するため。

### 3 開催回数

令和5年度(2023年度)中に3回の合同開催を想定する。

### 4 参加委員

障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会に属する委員全員が参加する。

### 5 議長及び副議長

障害者福祉専門分科会長を議長に、児童福祉専門分科会長を副議長に充てる。

### 6 会議の定足数

障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会それぞれの過半数の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

# 第7期越谷市障がい福祉計画・第3期越谷市障がい児福祉計画策定基本方針(概要版)

## 1 趣旨

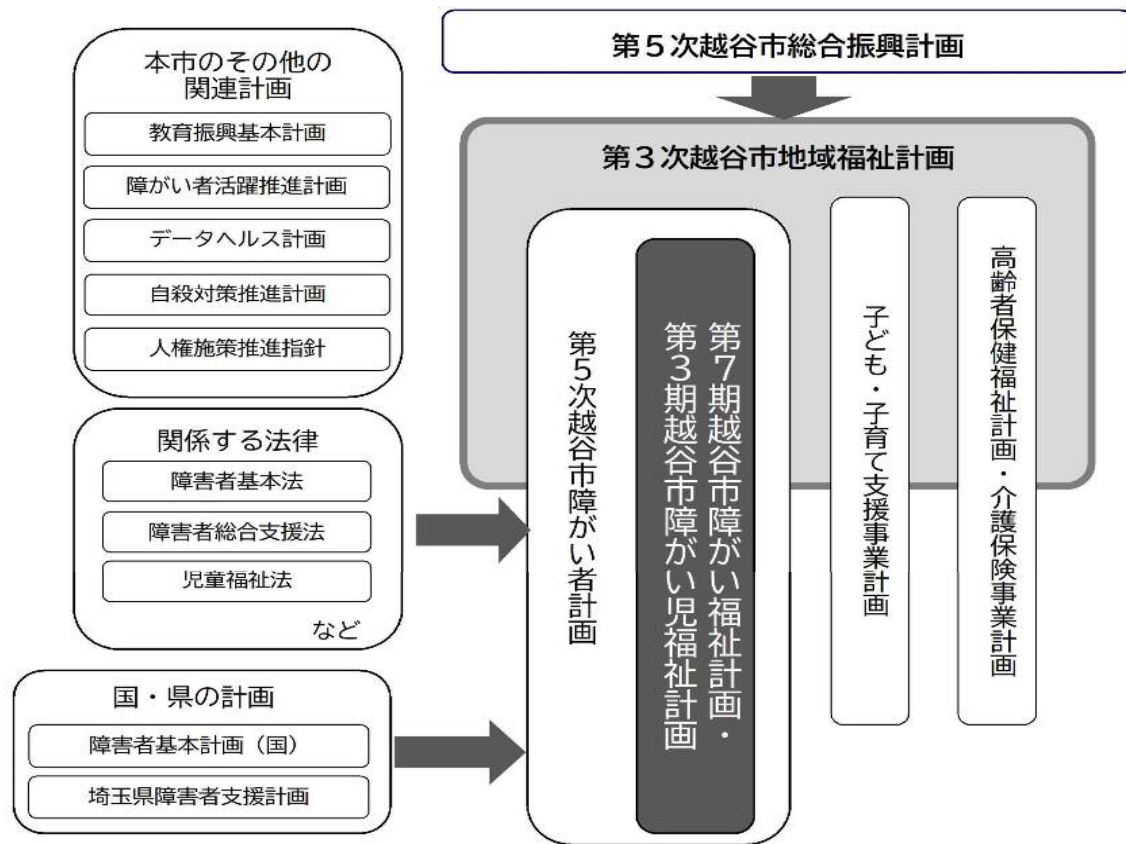
現行の「第6期越谷市障がい福祉計画・第2期越谷市障がい児福祉計画」が令和5年度で計画期間が満了することから、次期各計画の策定にあたり、基本的な考え方や進め方についての概要を示すものである。

## 2 策定の根拠

- (1) 障がい福祉計画は、障害者総合支援法に基づき、国の基本指針に沿って、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する事項を定める。
  - (2) 障がい児福祉計画は、児童福祉法に基づき、国の基本指針に沿って、障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項を定める。
- なお、障がい福祉計画と障がい児福祉計画は、法律の規定により、一体的に策定できるものとされている。

## 3 計画の位置づけ

障がい者のための施策に関する基本的な事項を定めた5年間の中長期計画として「障がい者計画」がある。  
これに対し、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、法に基づくサービスの提供体制を確保するための実施計画として策定する。また、現行計画と同様に、法律の規定に基づき一体のものとして策定する。  
両計画の策定にあたっては、相互に調和を保ち、障がい者計画をはじめ、関連する計画も踏まえるものとする。



## 4 計画期間

令和6年度から令和8年度までの3年間の計画期間とする。



## 5 策定体制

### (1) 庁内体制

#### 【策定委員会】

障害福祉課長を委員長、子ども福祉課長を副委員長とし、関係各課の課長の職等にある者で構成する策定委員会を設置する。策定委員会は、計画策定に必要な事項を協議し、計画案を作成する。

### (2) 越谷市社会福祉審議会

社会福祉法の規定に基づき、社会福祉審議会障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会を設置している。障害者福祉専門分科会では、身体障がい者の福祉に関する事項その他障がい者の福祉に関する事項を、児童福祉専門分科会では、子ども・子育て支援事業計画に関する事項その他児童の福祉に関する事項をそれぞれ調査審議する。計画の策定にあたっては、社会福祉審議会の承認を得た上で、両分科会を合同開催し、意見を聴くものとする。

### (3) 越谷市障害者地域自立支援協議会

本協議会は、相談支援事業関係者、障害福祉サービス事業関係者、障害者相談員、関係行政・教育機関の代表者、保健医療関係者、学識経験者により構成されており、計画の策定にあたっては、本協議会の意見を聴くものとする。

### (4) 意見公募手続(パブリックコメント)

地区センター等に設置する意見募集箱や事務局担当課の窓口等をとおして、計画案に対する市民の意見を募集する。

## 6 計画策定の概略スケジュール(案)

令和5年	4月	策定委員会設置
	5月	越谷市社会福祉審議会へ諮問及び合同開催付議
	7月～11月	計画案の検討
	12月	意見公募手続実施
令和6年	3月	越谷市社会福祉審議会からの答申・計画策定